

Title	学生の学習成果と大学における内部質保証体制の検証に係る認証評価の方向性に関する考察
Author(s)	早田, 幸政; 齊藤, 貴浩
Citation	大阪大学大学教育実践センター紀要. 2011, 7, p. 19-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6733
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

学生の学習成果と大学における内部質保証体制の検証に係る 認証評価の方向性に関する考察

早田 幸政・齊藤 貴浩

Expressed Standards and Methodologies to Review the Educational Outcomes and
Internal Quality Assurance Systems in Universities

Yukimasa HAYATA and Takahiro SAITO

What knowledge and ability students acquire until they complete a degree program has become a major problem in higher education. The Japanese government strongly requests that each university establish and improve an internal quality assurance system for its education and use an external quality assurance agency to develop a system for evaluating the effectiveness of its internal quality assurance system. Constructing a functioning quality assurance system in universities and quality assurance agencies to enhance educational quality requires a precise measurement of students' educational achievement. External quality assurance agencies were studied via interviews to find trends in the standards and methodologies to explain educational outcomes and the functions of internal quality assurance systems in universities.

問題の所在

中央教育審議会の昨今の諸答申等は、「学士課程」で身につけた学習成果を「学位」授与の能力証明として意義づけるとともに、高等教育を「課程」中心の方向で整理し直す必要性を提言している。また併せて、学位に連結する教育課程の評価を、専門分野別評価の切り口から行うことの重要性も指摘している。

そして、こうした評価を効果ならしめるため、各大学における自己検証装置としての「内部質保証体制」の確立・運用と、同体制の機能的有効性を担保させ得るような第三者評価システムの充実・強化が、今日の高等教育政策において指向されている。

本稿では、まず、上述のような方向性が、中教審答申等の中で如何なる内容のものとして具体化されているかを瞥見した上で、そこで提示された諸提言の持つ意味や意義の明確化を図る。次いで、そうした中教審答申の諸提言を受け、認証評価機関が、認証評価の第2サイクルにおいてどのような評価に臨もうとしているのかを、大学基準協会、日本高等教育評価機構が公にした文書を手

掛かりに考察していく。そして最後に、上記に係る高等教育政策の方向性が示される中、2つの認証評価機関の具体的対応状況の確認の上で、学位に連結する教育課程の有為性を保証しその一層の改善・充実に資するような認証評価の在り方を展望する。

1. 中教審諸答申等に見る「学生の学習成果の測定・評価と「内部質保証体制」の在り方

(1) 学生の学習成果の測定・評価

2008(平成20)年12月の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」は、学士課程教育が共通して目指す「学習成果」を指す概念を「学士力」の語により「参照指針」中に示した。

このような提言がなされた所以として、我が国の「学士」の学位がいかなる能力を証明したものと国内からの問いに明確な答えを示しきれていなかったこと、その結果、能力証明としての学位の国際的通用性への疑念が生ずる可能性を否定しきれていなかったこと、学生が卒業後に自立して有為な営みをしていく上で、予め学生が身

につけるべき学習成果に関する目標を設定し、その実現に向けた教育展開をすることが必要とされたこと、等の諸点が挙げられた。

そして、上記答申は、学習成果に係る目標設定や到達状況の測定・評価に向け、「コンピテンシー・モデル」の手法の導入も提言した。同手法は、カリキュラムを構成する授業科目の教育上の到達目標を見定める上で有効であるにとどまらず、卒業者の能力証明につながる学位授与に相応しい教育目標到達度の判定において一定の効果を発揮できるものとも考えられた。さらに同答申は、学士課程教育が、「教養教育」と「専門基礎教育」によって構成されるという立場に立っており、後者に関しては、学習成果やそのための到達目標を内包する分野別質保証の枠組み作りを、日本学術会議と連携して促進する方向性が示された。

なお、2010（平成22）年6月の中教審大学分科会大学グローバル化ワーキンググループ「東アジア地域を見据えたグローバル人材育成の考え方 ― 質の保証を伴った大学間交流推進の必要性 ―」において、「大学教育が、学位プログラムとして構成されることに着目した質保証の観点」から、各大学や質保証機関間の共同の取組促進の重要性が強調された点も看過することはできない。

ところで、学士課程答申は、単位制度の実質化の必要性とこれを担保する方途についても、詳細な言及をしている。現行の単位制度の枠組みの中で、学生に「自立した学習者」としての自覚を促し、学びの「場」にいざない、確かな学習成果を身につけさせるためにはどのようにすればよいのか。課程修了時の学習成果の証としての学位の保証を確実にしめる上でも、学生の学習成果を測定・評価することと単位制度の実質化に係る論点は、避けては通れない課題ともなっている。

最後に、2010年4月の中教審大学分科会質保証システム部会「教育情報の公表促進に関する諸施策について（審議経過概要）」は、「学生がどのようなカリキュラムを通じて、どのような知識・能力を身につけることができるかなど、実質的な教育情報を分かりやすく公表」する必要性に言及した。その上で、そのための政策手段として、法令による努力義務化を図ることや、その公表を各種競争的資金の申請要件とすること、さらには、その公表状況を認証評価の際の参考とすること、などの方策が示された点に留意を要する。

(2) 内部質保証体制

大学における「内部質保証体制」という文言が登場す

るのは、2008年12月の学士課程答申である。そこではまず、大学教育の質の維持・向上、学位の水準の保証の任は一義的には大学に委ねられるとし、あらためて自己点検・評価の重要性を指摘した。このことを踏まえ、第三者評価における評価に、「自己点検・評価などPDCAサイクルが機能し、内部質保証体制が確立されているか」とする観点を加える必要性を力説した。

次いで、2009（平成19）年6月の中教審大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」は、最終的に保証されるべきは、「学生の学びの質と水準」であるとした。そして、各大学は、「学生の質を保証するための体系」の整備に加え、その質の向上に向けた「工夫改善を可能とする仕組みを機能」させる責任を負うものとされた。一方、公的な質保証システムが担う役割は、各大学における上述のような取組を前提に、「それが実質的に機能するような制度として確実なものとする」とあるとされた。

さらに、2009年8月の中教審大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」は、認証評価の課題について言及した箇所、認証評価において、各大学の「自己点検・評価の結果が教育の質の向上に活用される仕組み、すなわち内部質保証の仕組みが備わり、それが確実に機能していること」の確認の重要性を指摘した。

第二次報告は、第一次報告を敷衍して、大学教育において最終的に保証されるべき質は、「学生の学びの内容と水準」であるとした。関連して、ここでは、そうした内部質保証の取組例として、大学設置基準に規定されている成績基準の明確化、シラバスの作成、FD、情報公開などが紹介された。なお、内部質保証体制の在り方を「公的な質保証」の観点から検討する論点の一として、日本学術会議で進められている専門分野別質保証に係る審議状況を視野に入れる必要性に言及した点には留意を要する。

(3) 学習成果の測定・評価と内部質保証体制

上記諸答申等にあつては、教育上の到達目標を設定し、それに即して到達度判定を行うことを重視するアウトカムズ評価の視点が教育評価の中軸に据えられている。教育目的・目標に対応したパフォーマンスが産出されているかどうかの観点から学習成果の測定を行い、そこから得た情報やデータの分析を通して、教育の質保証とともに大学の有効性を評価しその向上の方途を模索することの重要性を喚起した点において、その主張には相

当程度の意義があった。とりわけ、学士課程答申が、学習成果の検証のため、「コンピテンシー・モデル」の手法の提言を行ったことは、従来のアウトカムズ評価の考え方に対して一定の見直しを迫るものでもあった。

上記諸答申等は、また、大学教育の質の確保を図る上で、各大学に内部質保証体制の確立されることの重要性を指摘するとともに、その有効性の検証を行う役割を認証評価に求めた。

ここにいう「内部質保証体制」の特質として、あらためて次の四点を挙げておきたい。

その第一点目は、それが、教育の質の向上を目的とするPDCAサイクルに支えられた自己点検・評価システムとして確立されるべきである、ということである。

第二点目は、そこでは、学習成果の測定・評価、さらには学位の質や通用力の検証という視点からの点検・評価が重視されなければならない、ということである。

第三点目は、そこでは、とりわけ教育の分野別質保証の視点が重視されねばならない、ということである。

第四点目は、そうした自己点検・評価システムは、認証評価を軸とする第三者評価を通じて、その有効性の確認がなされなければならない、ということである。

これらのことは、学士課程答申に代表される昨今の中教審の諸答申等が、大学における自己点検・評価において、教育活動とりわけ分野別教育における学習成果の発現の状況を検証するシステムを指して、「内部質保証体制」と呼称していることと連動している。換言すれば、基本的には、この内部質保証体制とは、個別大学で展開される「教育プログラム」の質保証中心に制度として機能させていくことが予定されていると考えられる。そうした意味から、教育プログラムの教育目的・目標の明確化に関わる部分、学習成果の検証に関わる部分、目的・目標の見直しに関わる部分、を「内部質保証体制」の枠組みの中で点検・評価していくに当たり、日本学術会議が現在検討中の、分野別「参照基準」が各大学において活用されるべきものとする。

このように、各大学は、自律的な内部質保証体制の枠組みの中で、学習成果の測定・評価を軸に、当該教育プログラムの有効性を検証していくことが求められている。その一方で、認証評価を通じて、内部質保証体制の確立とその効果的な運営が担保されることも、政策面から要請されている。もとより認証評価機関は、管理運営や財務に代表される全学事項に対して、認証評価基準の的確な適用をしなければならない。一方、教学事項については、認証評価機関は、設置基準を踏まえた最低要

件の確認を基本に効果的な評価活動を展開すべきものとする。内部質保証体制の確立状況やその機能的有効性の評価に当たっては、同体制の自律的運用が各大学に対して要請されていることを踏まえ、学習成果そのものを対象とした評価を行うのではなく、学習成果を測定する指標やその運用の在り方などの測定手段を当該大学や教育プログラムの教育目的・目標との関係において評価したり、学習成果の発現状況を教育改善に効果的に活用するシステムの有効性評価など、その役割を専ら間接評価に特化することが必要であるとする。

2. 認証評価システムに見る学習成果と内部質保証体制の検証

(1) 大学基準協会

(a) 学習成果の測定・評価

大学基準協会（以下、JUAAと略記）については、2011（平成23）年度から第二期の認証評価が始まることを契機とし、2010年3月に「大学基準」およびその解説の改訂を行った。施行は2011年4月である。

学習成果の測定・評価に関しては、大学基準の解説でも「大学は、学習成果を的確に評価するために、その評価方法や評価指標の開発に努めなければならない」とされており、原則として、認証評価機関側ではなく大学が自ら評価方法や評価指標を設定し、評価すべきという立場を取っている。

新しい大学基準では評価のための10の評価基準を定めており、大学が評価基準に適合しているかどうかを判断するために、評価基準ごとに評価の対象となる評価項目が設けられている。そして、それぞれの評価項目では、大学が適切に自己点検・評価するための、あるいは関係者間の共通理解を図るための手がかりや根拠として、評価項目の下に評価の視点が示されている。評価の視点は例示であって、その設定は大学の裁量に委ねられている。

学習成果は、「教育内容・方法・成果」の基準の中で扱われる（表I）。この基準における評価項目は、「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」、「教育課程・教育内容」、「教育方法」、「成果」の4つに分類されており、成果の評価項目は「教育目標に沿った成果が上がっているか。」と「学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。」の2つである。

特に学習成果に関しては、評価の視点として「学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用」

表 I 教育内容・方法・成果

評価項目	評価の視点		
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程
教育目標・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針			
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示		
	教育目標と学位授与方針との整合性		
	修得すべき学習成果の明示		
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示		
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示		
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	周知方法と有効性		
	社会への公表方法		
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。			
教育課程・教育内容			
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	必要な授業科目の開設状況		
	順次性のある授業科目の体系的配置		
	専門教育・教養教育の位置づけ	コースワークとリサーチワークのバランス	
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	理論と実務との架橋を図る教育内容の提供
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容		
教育方法			
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用		
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実		
	学生の主体的参加を促す授業方法		
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導	実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導	
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	シラバスの作成と内容の充実		
	授業内容・方法とシラバスとの整合性		
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）		
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性		
	既修得単位認定の適切性		
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施		
成果			
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用		
	学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）		
(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	学位授与基準、学位授与手続きの適切性		
		学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策	

が示されており、大学は学習成果の評価指標を設定することとなるが、その成果の把握には、同基準の中にある教育目標と学位授与方針に基づくものが設定されることが想定される。成果の評価を行う主目的は、教育活動のアカウントビリティとともに、教育の改善のためのツールとして用いられることにある。

成果の測定と評価に関しては、大学がそのような取組を進めていくことが重要であって、基準協会として確固とした方法論があるわけではない。一般には、試験や小論文などの直接評価、学生アンケートなどの間接評価など、複数の指標を用いて多面的に評価することが求められており、その選定は大学側に委ねられる。

(b) 内部質保証システムの整備と機能

内部質保証システムの理念型は、PDCAの各段階、およびその管理運営システムの整備である（ハンドブック p.11）。大学評価は、大学に関連する法令をクリアしていることを証明していく基盤評価と、理念・目的・教育目標を達成するためにどのような努力を払い、どの程度達成しているかという観点から評価する達成度評価からなる。後者は特に質を向上させていくという機能とその体制にも注意を払い、点検・評価（check）を調整・改善にいかにつなげるかという仕組みが重要であると考えられている。

内部質保証の機能は時間経過によって異なるものであり、現在までの取組のみならず、将来の取組も評価対象とされている。

内部質保証の機能を証明し、評価する方法については、PDCAの理念型が示されてはいるが、大学のすべての活動をこの理念型で動かすことは困難であり、また内部質保証を機能させるためだけにそのような細目まで大学の活動を分割していくことは現実問題として意味がない。大学評価・学位授与機構の評価においては、実際に改善をした事例を示すことで改善システム、すなわち内部質保証体制が構築されていることの根拠資料としているが、今後、どのような方法で証明するかというのは課題として残されているものと考えられる。

(c) 学習成果の測定および評価と、大学としての理念・目的、ならびに各基準における方針との関連性

方針については、ほとんどの評価基準で方針を定める設計となっている。評価を行うには必ず方向性が必要なためであり、基本的には達成度評価の達成目標に代わるものとして方針を設定している。達成度評価における達成目標の設定は必ずしも必須ではない。

また、新しい基準は3つの方針、すなわちディプロマ・

ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーにも対応している。理念・目的の基準においては「人材育成の目的、その他の教育研究上の目的」が追加され、教育内容・方法・成果の基準では「大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。」とされている。学生の受け入れの基準においては、現行の基準でも大学の理念・目的と学生の受け入れ方針とを記載しているが、現行では「理念・目的に応じた・・・学生の受け入れ方針」とされているのに対し、新しい基準では「理念・目的を実現するために・・・」と、学習成果まで繋がる方針間の因果関係にまで言及されている。

(d) 教育プログラム評価の在り方と機関としての評価の取り纏め

従来有していた専門分野別分科会を廃止し、大学評価分科会に一本化した（財務だけは別の分科会が立っている）。これは、大学による内部質保証こそが重要であるとの考え方から、専門分野別の詳細な評価機能は、まずは大学自らが負うべきであるとの立場をとっているためである。実際に、米国でも英国でも、専門分野ごとにプログラム・レビューの仕組みが学内に確立されている。また、事務局の作業負担の軽減を図ることも一本化の目的の一つである。

これまでの経験から、今回の新しい方法でも十分に分野別の評価が実施可能とされている。つまり、実際に専門分野別の評価が問題となるのは「教育内容・方法・成果」の基準に関する評価であるが、原則として大学が有する課程の分野に合わせて適切な委員を配置することでほとんどの場合対応可能であるとの判断である。専門性に基づいた評価を必要とする場合には、状況に応じてアドバイザーを設置し、協力を仰ぐことができるようになっていく。

(e) 大学の機能別分化への対応など、今後の課題について

今までの評価はある方向性に対する水準、達成度が見られがちであったが、新しい評価システムにおいては大学が自ら方針を定め、それに対する達成度評価を行う設計となっている。第3期は大学の個性に着目し、法令遵守→内部質保証→個性というように、個性を伸ばす評価にすることが計画されている。その意味では、機能別分化と共通する点があると考えられる。

その他、今後の課題としては、まずはエビデンスの問題、そして今回、新たな試みとして内部質保証の評価を行うことから、その新しい方針をどの程度評価者に伝え

ることができるかどうか、そして、専門分科会を無くしても、教育課程をしっかりと評価できるよう配慮することが課題と考えられている。

(2) 日本高等教育評価機構

① 現行評価基準の下での学習成果の測定・評価、自己点検・評価の取り扱い

(a) 学習成果の測定・評価

日本高等教育評価機構（以下、JIHEEと略記）については、昨年、「教育成果における評価指標」の認証評価の際の扱いに係る調査の一環として、その調査を行ったところである。同調査結果を踏まえ、JIHEEの認証評価における学習成果の測定・評価の扱いについて、以下の確認をしておきたい。

- ・「基準3. 教育課程」中に、学習成果の測定・評価に関して、2009年2月に新設の「教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること」（「基準項目」3-3）、「学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどに拠り、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか」（「評価の視点」3-3-①）との定めがある。
- ・教育目的の達成状況の点検・評価は、努力義務である。
- ・「評価の視点」（3-3-①）に掲記の諸事項は、各大学にその活動の実施を求めたものではなく、教育目的の達成状況に対する点検・評価活動の具体的実施を裏付ける「任意の指標」として位置づけられ得るものである。
- ・但し、「任意の指標」に該当する活動を実施している受審大学に対しては、その結果が載った書面の提出を求めているほか、分析結果の要旨等をJIHEE提出用の「自己評価報告書」に掲載するよう要請している。
- ・「任意の指標」に合致する取組を大学が行い、かつ、そこで結果や成果が示され得ている場合、高い評価を行う。結果や成果が示されていない場合でも、「内容」の検討がなされていれば、相当程度評価する。
- ・JIHEEの立場として、各大学に対し、教育目的・目標とアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーとの間の整合性について、説明を求めている。
- ・JIHEE宛提出の「自己評価報告書」中で、「特記事項」として、それぞれの大学の特徴的取組を自由に記述できることになっており、JIHEEとしてその内容を適

切に判断し、適宜、関連する「基準項目」に拠り、これを評価する。

- ・学習成果の測定・評価は、総じて、資格取得系の授業科目やカリキュラム、教育課程の評価になじみやすい傾向がある。その一方で、修了者の就職状況や雇用の状況は、社会・経済状況の変動の影響を受けることが多く、そうした指標を学習成果の測定・評価に用いることについて、各大学が慎重になる部分も理解できなくはない。なお、数は多くはないが、卒時に、試験を実施している大学も散見される。

(b) 自己点検・評価

JIHEEの評価基準において、自己点検・評価に関しては、「基準7. 管理運営」中に、「自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること」（「基準項目」7-3）とする規定が置かれている。そして、その趣旨を具体化すべく、教育研究活動をはじめとする大学運営の改善・向上を図るため、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられていること（「評価の視点」7-3-①）、自己点検・評価結果を教育研究活動をはじめとする大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能させていること（同7-3-②）、自己点検・評価結果が、学内外に適切に公表されていること（同7-3-③）、とする3つの「評価の視点」が明示されている。

自己点検・評価に関するこれら一連の規定の趣旨・目的が、教育研究活動を軸とする大学の活動は、恒常的に自己点検・評価されるべきこと、その結果を、教育研究活動を軸とする大学の活動の改善・向上にフィードバックできる体制が整備され、適切に機能していること、教育研究活動の評価を含む点検・評価の結果が社会に公表されていること、にあることは明らかである。

② 新たな評価基準の策定を方向づけた基準改定の方針

JIHEEは、平成23（2011）年より、認証評価が第2サイクルに入ることを踏まえ、評価基準とその適用のガイドラインである「実施大綱」の全面的な改定を行った。

改定の背景として、認証評価の実を十全ならしめる上で、各大学における自己点検・評価が適切に行われていることが前提要件であるにもかかわらず、「自己点検・評価報告書」の作成そのものが自己目的化され、改善・改革のツールとして必ずしも十全に機能し得なかったこと、大学の社会的な説明責任を図るという目的も十分に果たし得ていなかったこと等の批判があったことを挙げている。そして、そうした批判の原因は、大学側にのみ

帰されるのではなく、認証評価システムにも内在する課題があったとの認識が、JIHEEの側で示されている。

そうした背景・理由の下、JIHEEは、次のような2つの方針に依拠して、評価基準の大幅な改定を行った。

その第一に、認証評価の受審に備えた「自己点検・評価」であったとしても、そうした点検・評価の実施に当り、各大学が本来行うべき恒常的な自己点検・評価と同一の要件を備えたものとすべく、点検・評価の在り方、点検・評価項目、客観性の確保、等に配慮することを目指したという点が挙げられる。

第二に、認証評価の効率性を高めるとともに、各大学の個性・特色を重視するという観点に立脚し、「基準」を4つに精選するなど、評価基準は基本的・共通的事項に限定する一方で、大学として、その個性・特色に即した独自の点検・評価項目を設定できるようにしたという点が挙げられる。

③ 「基準」、「基準項目」、「評価の視点」と大学設置基準等の法令遵守項目との関連

JIHEEの評価基準の全体構成において、各「基準」の要素をなす「基準項目」毎に、一連の「評価の視点」が具体的に示されている。これら「評価の視点」は、学校教育法や大学設置基準等の法令の遵守の状況を踏まえたものとして設定されている。但し、「経営の規律と誠実性」（「基準項目」3-1）中の「評価の視点」として「学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守」（「評価の視点」3-1-③）とあるように、個別法令そのものが「評価の視点」中に記載されているものもある。

④ 「大学の機能別分化」を促進するような評価の手法について

JIHEEは、その認証評価を通じ、「大学の機能別分化」を促進するための積極的な措置を講じているわけではない。

しかし、上述の如く、各大学に対し、「個性・特色」に即した点検・評価項目を加えることにより、その特色を一層伸長できるような自己点検・評価の仕組みの確立を要請している。

このような考慮の下、4つの「基準」のほかに、それぞれの大学が個性・特色として重視している領域（具体的には、国際協力、社会貢献、研究活動等）に関しては、当該大学独自の「基準及び基準項目」を設定し、これを自己点検・評価システムの枠組みの中に加え検証を行うよう求めている。なお、JIHEEとしては、現時点において、この部分の内容についてコメントを付すものの、

判定の対象とはしていない。

⑤ JIHEEの認証評価システムと教育プログラム評価

JIHEEは、従来より、その認証評価システムを通じ、教育研究上の基本組織（学部、学科、研究科等）のそれぞれにつき、大学の使命・目的と整合した各基本組織の教育目的・目標との関連の中で、教育課程や教員組織の検証を行ってきた。第2サイクルの認証評価においても、この方針を堅持した上で、教育研究活動とそれを支える諸条件に対する充実した評価を実施する。

⑥ 全面改定に伴う新評価基準に見る「学習成果の測定・評価」と「自己点検・評価」

(a) 学習成果の測定・評価

新評価基準は「学習成果の測定・評価」に関しては、「基準項目」に「教育目的の達成状況の評価とフィードバック」（2-6）という項目を置いている。そして、この基準項目を具体化したものとして、「教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫」（2-6-①）、「評価結果の教育内容・方法及び学修指導等の改善へのフィードバック」（2-6-②）という2つの「評価の視点」を設定している。

現行基準は、「基準項目」を通じて「教育目的の達成状況」の検証を各大学に努力義務として求め、これに対応する「評価の視点」で検証手段の例示を個別具体的に提示していたのを改め、新基準では、「教育目的の達成状況」の検証をどのような方法で行うかは大学の自律性に委ねる一方で、検証結果を教育改善にフィードバックすることの重要性を強調した。

なお、新評価基準の「基準項目」として掲げられている「キャリアガイダンス」（2-5）に対応した「評価の視点」において、「社会的・職業的自立」のための指導体制の整備（2-5-①）の必要性がうたわれている部分は、現行基準の該当の「基準項目」、「評価の視点」の趣旨をさらに発展させたものとして意義づけられる。

(b) 自己点検・評価

自己点検・評価に関しては、現行基準においても、点検・評価に係る恒常的な体制の整備とともに、改善・向上に連結させる仕組みを確立することの必要性が強調されている。

JIHEEの新たな「大学機関別認証評価実施大綱」（平成24年度改訂版）は、認証評価の目的が「大学の自己点検・評価の実施状況を評価することによって、大学の自主的な質保証機能を高めることにある」旨を記している。また、同文書は、認証評価の基本方針として、「教育活動の状況を中心とした評価」、「大学の個性・特色に

表Ⅱ JIHEE 大学評価基準における「教育目的・成果」、「自己点検・評価」に見る新基準と現行基準との比較

基準項目		評価の視点	
新基準	現行基準	新基準	現行基準
・単位認定、卒業・修了認定等 (2-4)	・教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること (3-2)	・単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な運用 (2-4-①)	・単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか (3-2-④)
・キャリアガイダンス (2-5)	・就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること (4-4)	・教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備 (2-5-①)	・キャリア教育のための支援体制が整備されているか (4-4-②)
・教育目的の達成状況の評価とフィードバック (2-6)	・教育目標の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること (3-3)	・教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫 (2-6-①) ・評価結果の教育内容・方法及び学修指導等の改善へのフィードバック (2-6-②)	・学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか (3-3-①)
・自己点検・評価の適切性 (4-1)	・自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること (7-3)	・大学の個性・特色に即した自己点検・評価項目の設定 (4-1-①)	・教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか (7-3-①) ・自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか (7-3-②)
・自己点検・評価の誠実性 (4-2)		・自己点検・評価体制の適切性 (4-1-②) ・エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価 (4-2-①) ・現状把握のための十分な調査・データの収集と分析 (4-2-③)	
・自己点検・評価の有効性 (4-3)		・自己点検・評価の結果の活用のための経営サイクル (PDCA) の仕組みの確立 (4-3-①)	
[個性・特色に基づく大学独自の基準設定]	[特記事項]	評価機構が定める「評価基準」は、大学として基本的・共通的な最小限のもので、自己点検・評価を行う場合には、大学が個性・特色として重視している領域（例えば、国際協力、社会貢献、研究活動等）に関しては、大学が独自に基準及び基準項目を設定することが求められます。	大学独自の取組、特色ある活動、事業等を自由に記述できます。記述の内容によって、関連の基準項目において評価の対象となります。

◇日本高等教育評価機構の「大学機関別認証評価実施大綱（平成23年度版）」、同（平成24年度改訂版）を基に作成。

配慮した評価」、「各大学の改善・改革に資する評価」の3つを掲げている。

これらを勘案すると、JIHEEの認証評価の基本的な目的の一が、それぞれの大学が改善・改革を繰り返す中で、主に教育分野において個性や特色を発揮できるような自律的な質保証システムを確立し効果的に機能できるよう、そうした各大学の営みを評価を通じて側面的に支援することにある、と理解できる。

そのような趣旨の下、新基準では基準項目として、「自己点検・評価の適切性」(4-1)、「自己点検・評価の誠実性」(4-2)、「自己点検・評価の有効性」(4-3)の3つが掲げられている。そして、この3つの「基準項目」に対応した「評価の視点」において、全体として、適切な自己点検・評価体制を確立し、個性・特質に即した点検・評価項目を設定して透明性の高い点検・評価の営みを行うべきこと、点検・評価結果を有効活用するため、同システム中にPDCAの仕組みを確立すべきことを、各大学に対して求めている。

なお、「基準項目」4-1の「自己点検・評価の適切性」を評価する根拠資料の一例として、JIHEEは、「IR (Institutional Research) 機能の構築の現況及び計画、IRの活用状況を示す資料」を掲記している。ここに言う「IR」は、自己点検・評価のために活用するデータや情報を収集し集積させる部署で、点検・評価の実施部署にこれらを提供・配分する役割を担うものとして位置づけられている。例示とはいえ、認証評価機関の評価関連文書において「IR」の制度化について言及される意義は決して小さくはないものと考えられる。

3. 総括

今日、教養教育、専門教育を通じた教育課程における学生の「学び」の成果(=学習成果)の証である学位に対する国内外からの信頼を確保するため、自己点検・評価システムの重要な一部をなすものとして、PDCAサイクルを内包した内部質保証体制を構築し運用することが各大学に対し求められている。そして、こうした内部質保証体制がそれぞれの大学に、確固として確立され、それが効果的に機能しているかどうかを検証しこれを評価する任が認証評価機関に課されている。

今回調査の対象としたJUAA、JIHEEのいずれもがその各々の認証評価に係る基準や項目等を通じて、こうした高等教育上の政策要請に対応させ、認証評価の仕組みを再構成しようとしている。

すなわち、JUAA、JIHEEの双方が、学習成果もしくは教育目的の達成状況を測定・評価するとともに、その結果を教育改善に結びつけるよう大学に求めている。そして、両認証評価機関とも、その測定・評価をどのような手法によって行うかは、各大学の自律的判断に委ねようとする姿勢で一貫している。例えば、JUAAは、学習成果の測定・評価に当たり、評価指標の開発・運用の必要性を強調しているものの、それを如何にして行うかは、各大学の自主性に任せることとしている。また、教育改善を推進するシステムについては、いずれの認証評価機関も、PDCAサイクルの手法に拠ってこれを運用するよう求めている。このほか、JUAA、JIHEEのいずれもが、今後の認証評価の方針として、「大学の個性」に着目した評価を行い、高等教育に係る政策上の要請でもある「機能別分化」にも対応させた評価として発展させていく旨を明言している。例えば、JIHEEは、その指定する基準・項目以外に、各大学が個性・特色として重視している領域に関しては、当該大学独自の「基準及び基準項目」を設定し、これを自己点検・評価項目の枠組みの中に加え検証するよう求めている。

このように、両認証評価機関は、教育の質保証の役割を担う一環として、各大学によって構築される内部質保証体制の効果的運用を側面から支援するため、評価システムの整備を鋭意進めつつある。

ところで、内部質保証の機能を証明し、評価する方法については、上記の如くJUAAによりPDCAの理念型が示されている。しかしながら、全ての大学の活動をこの理念型に拠って作動させようとする、その中で内部質保証機能を分割し細部に亘る活動形態を示すことは、評価の局面において現実問題として多くの困難を伴うのではないかと考える。認証評価機関が、規格化した内部質保証モデルに即して改善システムとしての各大学の内部質保証体制の有為性を証明できるのか、それともそれ以外の手法の開発が求められることになるのか、今後の動向を注視する必要がある。

なお、その他の点について見ると、学位の質の確保にとって重要な教育課程の評価、とりわけ専門教育に係る教育課程の評価については、今回調査した両認証評価機関とも、教育内容や教育方法及びその基盤となる教員組織を、その各々の専門分野の評価委員が評価をすることを以て足るとの立場をとっている。今後、「専門分野別評価」に対する要請が高揚するとともに、学習成果の要素や単位・学位授与の要件を、そこで「修得すべき知識・能力」の観点から吟味することが求められることが予想

される。そうした中、大学機関別認証評価において、専門分野別評価とも関連するこのような要請をどう受け止めようとしていくのか慎重に観察することも、当面の重要な検討課題になっていくものと思慮される。

追記：本稿では、大学基準協会、日本高等教育評価機構が公にした文書をもとにして考察を行ったが、四年制大学を対象としたもう一つの認証評価機関である大学評価・学位授与機構でも、平成23年1月に「大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の改訂について」という意見照会が関係各所に対して行われた。その中では、認証評価の設計理念に大きな変更はないものの、「評価の現代化」として、現行の基準6「教育の成果」を基準6「学習成果」と、そして現行の基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」を基準8「教育の内部質保証システム」とすることを計画している。

参考文献

- ・ 日本高等教育評価機構「大学機関別認証評価実施大綱（平成24年度改訂版）」
- ・ 早田幸政・諸星裕・青野透『高等教育論入門 ― 大学教育のこれから ―』（2010.11）ミネルヴァ書房
- ・ 日本高等教育評価機構「大学機関別認証評価実施大綱（平成23年度版）」
- ・ 中央教育審議会大学分科会大学グローバル化ワーキンググループ「東アジア地域を見据えたグローバル人材育成の考え方 ― 質の保証を伴った大学間交流推進の必要性 ―」（2010.6）
- ・ 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「教育情報の公表促進に関する諸施策について（審議経過概要）」（2010.4）
- ・ 齊藤貴浩・望月太郎・早田幸政「教育成果に関する評価指標の大学評価での扱いに関する考察 ― 大学を対象とする認証評価機関への調査を中心として ―」大阪大学大学教育実践センター『大阪大学大学教育実践センター紀要』第6号（2010.3）所収
- ・ 中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（2009.8）
- ・ 中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告 ― 大学教育の構造転換に向けて ―」（2009.6）
- ・ 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（2008.12）

（本稿の作成にあたり、所要の聴き取り調査を、JUAAの工藤潤大学評価・研究部部長、JIHEEの伊藤敏弘大学評価事業部長から行った。多忙な業務の合間に、貴重な時間を割いていただいた両氏に対し、この場をかりて深謝したい）